

第13号議案

中間市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

中間市長 福田 浩

## 中間市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

中間市子ども医療費の支給に関する条例（昭和49年中間市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「資格の」の次に「申請及び」を加え、同条後段を削る。

第7条中「当該保険医療機関等」を「、当該保険医療機関等」に改める。

第8条第3項中「第1項の規定」を「同項の規定」に、「受給資格者」を「、受給資格者」に改める。

第11条中「、子ども医療費」を「子ども医療費」に改める。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

中間市子ども医療費の支給に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(受給資格の申請及び認定)</p> <p>第5条 子ども医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ市長に対し申請をし、子ども医療費の受給資格の認定を受けなければならない。</p>	<p>(受給資格の認定)</p> <p>第5条 子ども医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ市長に対し申請をし、子ども医療費の受給資格の認定を受けなければならない。<u>当該認定を受けた者が、毎年10月1日以降引き続き子ども医療費の支給を受けようとする場合においても、また同様とする。</u></p>
<p>(子ども医療証の提出)</p> <p>第7条 子どもが規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、受給資格者は、<u>当該保険医療機関等</u>に子ども医療証を提出するものとする。</p>	<p>(子ども医療証の提出)</p> <p>第7条 子どもが規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、受給資格者は<u>当該保険医療機関等</u>に子ども医療証を提出するものとする。</p>
<p>(支給の方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、子どもが受けた医療について医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他市長が第1項の方法により難いと認めたときは、<u>同項の規定にかかわらず、受給資格者</u>に対し、子ども医療費を支給することができる。</p>	<p>(支給の方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、子どもが受けた医療について医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他市長が第1項の方法により難いと認めたときは、<u>第1項の規定にかかわらず受給資格者</u>に対し、子ども医療費を支給することができる。</p>
<p>(不正利得の返還)</p> <p>第11条 市長は、偽りその他不正の手段により<u>子ども医療費</u>の支給を</p>	<p>(不正利得の返還)</p> <p>第11条 市長は、偽りその他不正の手段により、<u>子ども医療費</u>の支給</p>

受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。